

うきは市生活保護面接相談員の募集



◇職種・募集人員

生活保護面接相談員 1名

◇職務内容

生活支援に関する面接相談に対応する業務

◇勤務場所

福祉事務所保護係（西別館）

◇雇用期間

4月1日～来年3月31日

※勤務成績が良好な場合には、任用を更新することもあります

◇勤務日・時間

原則、月～金曜日の8時30分から17時15分まで

◇給与・待遇

面接等通知の際にお知らせします。

◇採用

書類審査及び面接審査により選考します。採用の場合は直接本人へ通知します。

◇募集要件

- (1) 普通自動車免許
- (2) パソコンの基本操作が可能な方で次の経験及び資格を有する方
 - ①生活保護に関する業務を担当する現業員としての勤務経験がある方
 - ②社会福祉士または社会福祉主事の資格を取得している方

◇面接審査予定日

2月26日（火）

●申込み・問合せ

2月12日（火）までに、市販の履歴書に必要事項を記載し、必要資格証明書等（写）を添付の上、うきは市福祉事務所 保護係（Tel.75-4962）まで持参してください。

20歳になったら国民年金

国民年金は、年齢を重ねたとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金のポイント

- ①**老齢年金**（老後を支えます。）
- ②**障害年金**（病気や事故で障がいが残ったときに支えます。）
- ③**遺族年金**（加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます。）

国民年金の手続き

20歳の誕生日の前月に日本年金機構から届出用紙が送られてきます。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で郵送いただくか、市役所に提出してください。市では、20歳の誕生日の前日から受け付けています。※厚生年金・共済組合に加入している方、厚生年金・共済組合に加入している方の配偶者で扶養になっている方は、国民年金の手続きは必要ありません。

- 問合せ** 市民生活課国保・年金係 Tel.75-4973
うきは市民センター浮羽市民課 Tel.77-2112

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

「学生納付特例制度」

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の日本分校に在学する方です。

「納付猶予制度」

50歳未満で本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。（学生以外）

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

また、保険料には上記の他、免除制度があります。